

天然住宅バンク定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合（以下「組合」と称する）は、あらゆる経済行動に対して必要な資金を提供する金融の機能に着目し、組合員自らがその資金の提供者であることを自覚した上で、金融システムを自らの手の届くところまで引き戻すことによって、持続可能な社会の実現を目指す、とともに組合員の福祉向上を目的とする。

(名称)

第2条 組合は、天然住宅バンクと称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を東京都に置く。

(規則及び細則)

第4条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定める。

第2章 事業

(事業)

第5条 組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 第1条の目的を達成するための事業を行う組合員に対して出資または融資を行う。
- (2) 第1条の目的を達成するための啓蒙、広報及び情報の提供を行う。
- (3) その他第1条の目的を達成するものとして規則で定めた事業を行う。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第6条 次に掲げる者は、組合の組合員になることができる。

- (1) 法人その他の団体
- (2) 20歳以上の個人

(加入の申し込み)

第7条 組合員になろうとする者は、細則に定める様式の加入申込書に、必要事項を記載して組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

(出資の金額)

第8条 出資1口の金額は金1円とし、組合員になろうとする者は10,000口以上の出資をなすことを要する。

- 2 前項の要件は、相続加入、出資口数の減少においても維持されなければならない。

3 1組合員の出資口数は、全組合員の総口数の100分の50を超えてはならない。

(加入と出資金の払込みの方法)

第9条 加入の申込みの諾否は理事会において決する。

- 2 出資は全額払込みとする。払込みにかかる費用は組合員になろうとする者の負担とする。
- 3 理事会が第7条の規定に従って差し出された加入の申込みを本条第1項により承認し、かつ、組合が前項による出資金の払込みを確認した時点で、組合員となろうとする者は組合員の地位を取得する。
- 4 出資金の払込みの後、加入が承認されなかった場合、組合は加入の申込みをした者に対して出資金より規則に定める手数料を除いた金額を返還する。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で第6条に定める組合員になるための資格を有する者は、その組合員死亡の日から1年以内に、第7条に準じた加入の申込みをすることができる。

- 2 前項の規定により加入の申し込みをした者は、理事会の承諾を得た場合、相続開始の時に組合員となったものとみなす。
- 3 被相続人の持分につき、第8条第1項並びに本条第1項及び第2項の要件を満たす限り、これを数名の相続人により任意の割合で分割して相続することを妨げない。
- 4 第1項の申し込みを行うときは、持分を相続しない相続人全員の同意書を添付することを要する。
- 5 前4項並びに第16条第4項及び第5項の規定にかかわらず、組合員死亡の日から30日以内に持分を相続した相続人から書面による申出があった場合には、理事会の議決により年度途中においても30万円までの持分の払戻しを行うことができる。なお、当該払戻しを行った後、残額がある場合には、第16条第4項の規定により事業年度末に残額の払戻しを行うものとする。

(記載事項変更の届出)

第11条 第7条に掲げる事項に変更を生じた時には、組合員は、遅滞なく、組合に書面にて届出なければならない。第10条により加入した組合員の場合も同様とする。

(任意脱退)

第12条 組合員は組合を脱退することができる。

- 2 組合を脱退するときは、細則に定める様式の脱退申込書に記載して組合に差し出す。
- 3 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により脱退を延期することができる。

(強制脱退)

第13条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 死亡又は解散
 - (2) 破産又は禁治産
 - (3) 除名
 - (4) 第8条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき
 - (5) 長期にわたり、組合事務局からの郵便物が届かないなど音信不通であった場合で、かつ、総会の承認を得た場合
- 2 組合員が前項第5号に定める事由により脱退する場合には、組合員としての権利を喪失し、持ち分の払戻し等を請求することはできない。

(除名)

第14条 組合員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決によって当該組合員を除名することができる。ただし、この場合においては、当該組合員に対して総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 持続可能な社会の実現を目指す組合の趣旨に反する行為を行った場合
- (2) 組合の事業の妨害を行った場合
- (3) 法令等に違反し、組合の信用を失墜させるような行為を行った場合
- (4) その他前各号に準じる行為を行った場合

(出資口数の減少)

第15条 組合員は出資口数を減少させることができる。

- 2 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に記載して組合に差し出す。
- 3 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により出資口数の減少を延期することができる。

(持分の払戻し)

第16条 組合員は、出資口数の減少又は脱退に伴って持分の払戻しを受ける場合は、細則に定める持分の払戻し請求書に記載して組合に差し出し、その持分の払戻しを受けることができる。

- 2 前項の規定による払戻しの額は、第8条を基本とし、組合財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで定められた規則に基づいて計算される。ただし、やむを得ざる事情がある場合においては、理事会の承認を受けたうえで計算方法を変えることができる。
- 3 組合は、前項の規定による払戻しの額の計算について、当該組合員からの請求があったときには、その計算根拠を示さなければならない。
- 4 持分の払戻しは事業年度末に行う。ただし、第12条第3項又は第15条第3項の規定により脱退又は出資口数の減少を延期した場合には、脱退又は出資口

数の減少が認められた時点で遅滞なく持分の払戻しを行う。

- 5 前項の規定にかかわらず、出資金の払戻し金額が 5 万円以内の場合には、理事会の議決により年度途中においても出資金の払戻しを行うことができる。
- 6 払戻しの額は、出資の額を超えることはできない。

第4章 総会

(総会)

第17条 組合の通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

- 2 臨時総会は、必要があるときは、いつでも招集することができる。
- 3 総会は理事長が招集する。
- 4 総出資口数の10分の3を超える組合員の要求がある場合においては、組合は総会を開かなければならない。

(総会招集の手続き)

第18条 総会の招集は、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的たる事項、日時場所を記載した書面を発しなければならない。

(総会の議事)

第19条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。

(総会の議決権)

第20条 総会の議決権は出資口数による。ただし、不統一行使はこれを認めない。

- 2 総会における有効議決権が総議決権の過半数を超えた場合において総会は有効に成立する。
- 3 議決は有効議決権の過半数をもって決する。
- 4 組合員は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は組合員に限り、かつ、代理権を証明する書面を組合に差し出さなくてはならない。なお、本項の規定は第22条及び第23条に規定する選挙権についても準用する。

(総会の議決事項)

第21条 第14条、第22条、第23条、第29条及び第31条に規定する場合のほか、次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の改正
- (2) 決算関係書類の承認
- (3) 事業計画の設定及び変更

第5章 役員及び事務局

(役員の数及び選任)

第22条 組合の役員は、7人以内の理事及び監事1人とする。

- 2 役員は通常総会において選任する。
- 3 役員選挙権は出資口数により、多数の有効口数を得た者を当選人とする。なお、組合員が出資口数を分割して投票することはこれを妨げない。累積投票は行わない。

(代表理事)

第23条 組合には、理事長1人及び業務執行理事1人を置く。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選出する。
- 3 理事長が欠けた場合は、理事会の決議により理事の中から代行者を定めるものとする。
- 4 理事長の選挙権は第22条第3項に準ずる。

(業務執行理事及び事務局)

第24条 業務執行理事は組合の常務を行う。

- 2 事務局は業務執行理事を補佐する。
- 3 業務執行理事は事務局長を兼務する。
- 4 業務執行理事は、定款、規則、総会決議又は理事会決議に基づいて細則を定めることができる。
- 5 業務執行理事は前項の規定のほか、組合の常務の執行に必要な事務処理上の細則を定めることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(理事会)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、過半数の理事の出席において有効となる。
- 3 議決は、出席理事の過半数をもって決する。
- 4 第9条、第12条、第15条、第16条、第23条に規定する場合のほか、以下に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。
 - (1) 第10条に規定する加入の承諾
 - (2) 第13条に規定する脱退の決議
 - (3) 第14条に規定する除名を総会にかけることの承認
 - (4) 総会で議決する事項の承認
- 5 理事会は、定款もしくは総会決議に基づいて規則を定めることができる。

- 6 理事会は、前項の規定のほか、組合の運営上必要と認めるときは規則を定めることができる。

第6章 経理

(事業年度)

第27条 組合の事業年度は、7月1日から翌年6月30日とする。

(事業準備金)

第28条 将来の事業の損失に備えるため、規則に定める額まで事業準備金を積立てることができる。

(剰余金の処分)

第29条 総会において議決したときは、その他の積立金を積立てることができる。

(配当)

第30条 組合員に対する剰余金の配当は行わない。

(損失の処理)

第31条 損失のてん補は、事業準備金、第29条のその他の積立金によって行う。

2. 前項の規定によっても損失のてん補に不足する場合には、総会の議決により、出資口数を減少させるか、欠損金を翌期に繰り越すことができる。
3. 前項の規定により出資口数を減少させる場合には各組合員の出資口数に応じて同一の割合で出資口数を減少させ、持分の払戻しは行わない。(財産の分配)

第32条 本組合の解散のときにおける財産の分配は、出資の額を超えることができない。剰余金が発生した場合には、国、自治体等に寄付しなければならない。

附則

第1章 本定款は、2008年7月1日より施行する。

第2章 組合の最初の事業年度は、定款第27条の規定にかかわらず、設立の日から2009年6月30日とする。

第3章 組合の設立時の役員任期は、定款第25条の規定にかかわらず、設立の日から2010年6月30日とする。